

山梨県庁舎エレベーター内に広告を掲出しませんか？

〈随時募集しています！（先着順）〉

県では、事業者の皆様の事業活動を促進するとともに県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図ることを目的に広告事業に取り組んでおり、その一環として山梨県庁舎エレベーター内に広告の掲出スペースを御用意しております。

本広告は、事業者（広告取扱事業者を含む）の方であればどなたでも応募が可能ですので、ぜひ広告の掲出について御検討いただき、掲出を希望される方は、募集内容を御確認の上お申し込みいただけますようお願いします。

募集内容

1 広告が掲出できる施設

・県庁舎 I 本館エレベーター内

利用者：来庁者、県職員（本館勤務職員数：約 950 人）

II 北別館エレベーター内

利用者：来庁者、県職員（北別館勤務職員数：約 360 人）

III 防災新館エレベーター内

利用者：一般県民、来庁者、県職員（防災新館勤務職員数：約 260 人）

※ 警察本部エレベーターを除く

※ 防災新館地下駐車場は、一般県民用（月 3,150 台程度利用）

1階：カフェ・研修室（生涯学習）・ジュエリーミュージアム・オープンスクエア（多目的会場）有

北別館エレベーター内



フレーム（A1 版）

2 広告の掲出等

・掲出期間：令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月

※ 月初めから月末までの 1 箇月単位となります。

（掲出開始日及び掲出終了日は、土日祝日等の閉庁日を除きます）

・掲出位置：I 本館エレベーター2号機内

右壁面（1 枠）×1 基

II 北別館エレベーター2号機内

右壁面（1 枠）×1 基

III 防災新館エレベーター6号機内

右壁面（1 枠）×1 基

全 3 広 告 枠

■2号機右壁面（1 枠）（本館イメージ）



1号機



2号機

右

・募集組数：12組（I・II・III、計 3 枠をセットにした 1 箇月単位）

・サイズ：A1 版（縦）以内の大きさ

※ 広告を掲出する A1 版のフレームは県が用意いたします。

※ 枠を分割して複数枚の掲載も可能です。（A2 サイズ（横）を 2 枚等）

・その他留意事項

※ 各庁舎、エレベーターの詳細については、「山梨県庁舎エレベーター内への広告掲出申込書」をご覧ください。

※ 広告の掲出・撤去は、県が行います。

※ 広告作成費用は、広告主等の負担となります。

※ 広告は、原則として掲出開始日の前日の午後に掲出し、掲出終了日の午後に撤去します。

※ 掲出終了後の広告は、返却いたしません。

3 広告の内容

- ・掲出することのできる広告の内容は「山梨県広告事業掲載基準」によるものとします。
- ・掲出する広告の内容（デザイン（A4 サイズ））は、掲出開始日から起算して 40 日前までに県に提出していただくこととなります。

※ 広告内容は原則として 1 箇月に 1 回変更ができます。

4 広告掲出料

- ・広告掲出料は、1 組（3 枠）で 1 箇月あたり 15,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

※ 県側の事情による場合を除き、掲出期間の開始日から広告掲出ができない場合であっても、広告掲載料の日割計算は行いません。

※ 広告掲出料は、県と締結する契約で定める期日までに、県から送付する納入通知書により納付していただくこととなります。

5 広告主等の選定

広告主等の選定は、先着順により行います。

選定後、「山梨県庁舎エレベーター内への広告掲出申込書」に記載いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。

選定後の流れについては、別紙「申込から掲出までの流れ」をご覧ください。

※ 広告枠の空き状況につきましては、随時県HPにおいて更新します。

6 申込方法

広告の掲出を希望される方は、「山梨県広告事業実施要綱」、「山梨県広告事業掲載基準」、「山梨県庁舎エレベーター内広告掲出要領」をご確認のうえ、下記のメールアドレス宛に「山梨県庁舎エレベーター内への広告掲出申込書（随時申込用）」を PDF 形式にて御提出いただくとともに電話にて申込を行った旨ご連絡下さい。

※ 広告主等に選定された場合、速やかに、「広告デザイン（案）」及び「行政財産使用許可申請書」を添付書類（定款等の写し、役員の役職名、氏名（フリガナ）、生年月日、性別を記載した役員名簿）とともに提出していただくこととなります。

7 お申込み、お問合せ先

山梨県総務部行政法務課 行政経営担当（北別館 3 階）

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

電話：055-223-1410 FAX：055-223-1415

E-mail：gyousei@pref.yamanashi.lg.jp

※ 電話の受付時間は、平日（県の休日を除く日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分です。

《広告掲出要領、様式等はこちらからご確認ください》

<https://www.pref.yamanashi.jp/gyousei-kk/ad/elevator-r8-zuiji.html>